

民生常任委員会

1 開 議 令和元年6月24日(月)

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
副委員長	黒澤昭治	出席
委員	滝田一郎	出席
	中川雅之	出席
	君島孝明	出席
	引地達雄	出席
	本澤節子	出席

当局	保健福祉部長	齋藤雅徳	出席
	福祉課長	安在保男	出席

事務局	総括主幹	宇津野豊	出席
-----	------	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） それでは、定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより民生常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、齋藤保健福祉部長、安在福祉課長であります。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしく願いいたします。

◎議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（齋藤雅徳君） 皆様、おはようございます。保健福祉部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、福祉課の安在課長でございます。

議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会本会議において議案上程の際、議案の概略について説明させていただいたところではありますが、本日は担当の安在福祉課長から改めてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット254ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、条例において、保証人について定める項を追加するとともに、「月賦償還」の文言を追加し、あわせて引用条項を改正するため上程するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレットの255ページをお開きください。第14条の見出し、「利率」の次に「及び保証人」を追加し、第2項として、「災害援護資金の貸し付けを受けようとする者

は、保証人を立てなければならない。」、第3項として、「前項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」をそれぞれ追加します。

また、第15条第1項「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項「、保証人」を削り、第12条を第11条に改めます。

タブレットの253ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するといたします。

以上で条例改正の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 幾つか質問させていただきます。

弔慰金ということで表題となっておりますけれども、災害の見舞金という制度もあろうかと思うのですが、返済しなくても済むですね。これは返済をする制度になります。この違いというのはどこにあるのか。

それから、利率……

○委員長（小池利雄君） 本澤委員、一問一答なので、3回にこだわりませんから、一つずつ聞いてください。

福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） こちらにつきましては、災害弔慰金、貸し付けという形ですので、国から県に資金が貸し付けられて、県から市に貸し付けられるものであります。基本的には住宅の復興とか、そういった場面に、あとは生活に充てる資金、こういった場面で貸し付けという形になります。

災害見舞金につきましては、市の条例で別に災害見舞金条例というのがありますので、そちらのほうで対応しております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 利率について、どの程度になっているのかお尋ねします。

○委員長（小池利雄君） 福祉課長お願いします。

○福祉課長（安在保男君） 利率につきましては、前条例と変わらず3%、それと最大の貸し付けが350万円という形になっております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 保証人ということですが、保証人の身分の制約というのはどんなふうに考えておられますか。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員、古いほうには入っているけれども、新しいほうには入っていないです、保証人。消えているのだ。

○委員（本澤節子君） そうですか。

○委員長（小池利雄君） だから、旧のほうには保証人が載っているけれども、新しいほうにはないので、変わっているのだと思います。

○委員（本澤節子君） そうすると、この保証人を立てなければならないとか、そういう問題が……

○委員長（小池利雄君） いや、わからない。俺に聞かないで、俺は執行部ではないから。
福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 保証人につきまして、身分の制約というのは特に設けてはいないです。連帯して保証してもらうという形になりますので、返済能力のある方に対応していただくというような形になってくるかと思えます。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回月賦という形なのですが、最初のときに、例えば半年償還という形で、契約というのではないのですが、結んだときに、途中から月賦という形では、そういうふうな形でとれるのか。最初から月賦という約束事で償還という形はとれるのか、その辺を。

○委員長（小池利雄君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 済みません、ちょっと調べてお返事するような形でよろしいですか。

○委員長（小池利雄君） では、後ほどお願いいたします。

○福祉課長（安在保男君） はい。

○委員長（小池利雄君） いいですか、中川さん。

では、滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 保証人を加えるというのは、県とか、そういう指導とかで、全県下的に……
（「加える」と言う人あり）

○委員（滝田一郎君） 保証人加えるのですよね。ちょっと議論がかみ合っていないのだけれども、済みません。加えるというふうに私は理解したので、加えることになるという理由で、市独自で何か困ったために厳しくしたのか、あるいは県とかほかの市町村もやっているのか、大体統一的に、県下統一しましょうという感じになったのか、その経緯をご質問したいのと、一問一答であるのだけれども、それから保証人は家族でもいいのですか、今の話。世帯別だとか、やっぱりある程度普通は制限があると思うのだけれども、ちょっとそこをお聞きます。

○委員長（小池利雄君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） まず、保証人を加える件につきましては、今までは、施行令で保証人の欄を設けていたのですが、これから市町村独自で判断をしてくださいという形になりまして、今回近隣の市町村等調査した結果、大体の市町村で保証人は加える。市のほうとしましても、貸し付けですので、最終的に返済が滞った場合に、市債権となりまして、市のほうの債権になってしまいますので、そういったおそれを防ぐためにも、保証人をつけるということで取り決めさせていただきました。

それともう一点、家族でもいいのかという、返済能力があるのであれば、家族であっても問題はないかと思えますが、基本的には別世帯のほうが望ましいものと考えております。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 今、この条例を見ているのですけれども、今回の議案とやや関連なのですから、参考までに、現在何件ぐらいの方で、最高どのぐらい借りている方がいらっしゃるのか。一番借りている人と少ない人と、延べ件数どのぐらいあるかお聞きします。

○委員長（小池利雄君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） こちらの貸し付けにつきましては、東日本大震災以降、一件も貸し付けはございません。ですので、今のところ借りている方がおりません。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第48号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第48号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長（小池利雄君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これをもって常任委員会を散会いたします。

午前10時10分 散会